

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目2番5号
株式会社 日本エスコン
代表取締役社長 伊藤 貴 俊

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階「クリスタルルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動
型株式報酬の額決定の件

※第6号・第7号・第8号議案については、監査等委員会設置会社移行に伴うものであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.es-conjapan.co.jp/>) に掲載させていただきます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調にある一方で、中国経済をはじめとする海外景気の下振れ懸念もあり、不安定な状況で推移しております。

当社グループが属する不動産業界においては、不動産投資市場の活況傾向が継続するとともに、住宅取得に対する税制優遇政策や低金利等により総じて底堅く堅調に推移しているものの、地価の上昇や土地取得競争の激化、販売価格の上昇も顕在化してきており、先行きは不透明で楽観視できない状況にあります。

このような事業環境のもと、当社グループは中核事業である不動産販売事業において、収益不動産の販売および土地企画販売等により利益を確保するとともに、当期に竣工した大型案件である「グラン レ・ジェイド京都河原町（京都市中京区）」および「ザ・ネバーランド明石ハーバースタート（兵庫県明石市）」が全戸完売するとともに、「レ・ジェイド葛西リゾルテ／ソラリオ（東京都江戸川区）」、「Park JADE杉並和泉（戸建て、東京都杉並区）」、「Park JADE赤塚公園（戸建て、東京都板橋区）」の販売が進捗するとともに、平成28年竣工予定の分譲案件も首都圏、近畿圏合わせ複数物件の販売を開始する等順調に推移いたしております。

また、「路庭のある街」をコンセプトとする「Park JADE杉並和泉」は、2015年度グッドデザイン賞を受賞するとともに、平成28年竣工予定の「レ・ジェイド世田谷砦（東京都世田谷区）」については、当社グループ直営のカフェダイニング「Cafe Apartment 183」を1階に配した新たな価値を提供する分譲マンションの開発にも取り組み、当社がテーマとする“ライフ・デベロッパー”を具現化する事業を展開いたしております。

商業開発事業においては、スポーツ施設等を兼ね備えた大型商業施設（奈良県大和高田市、将来新たな商業施設の開発を予定）および商業底地案件の土地取得を行うとともに、土地区画整理事業（大阪府茨木市玉島地区、大阪府河内長野市上原・高向地区）の事業化検討パートナーとして選定される等当社の持つ商業開発ノウハウを活かした事業展開を着実に推進しております。

このように分譲、商業等多面的な開発予定地として、首都圏10案件、近畿圏7案件の新規事業用地の取得を行い、着実かつ積極的に事業を展開いたしております。

不動産賃貸事業においては、当社が保有する商業施設、福岡県春日市における商業テナント等による安定的な賃料収入の確保と資産価値の向上に努めております。

不動産企画仲介コンサル事業においては、当社が強みとする企画力等を活かし、業務受託、企画仲介コンサル事業等ノンアセットで利益率の高い事業として注力いたしております。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高27,705百万円（前連結会計年度比47.0%増）、営業利益4,012百万円（前連結会計年度比42.5%増）、経常利益3,126百万円（前連結会計年度比50.7%増）、当期純利益3,039百万円（前連結会計年度比26.0%増）となりました。

また、平成27年9月に東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）より、同取引所市場第二部へ市場変更をいたしました。引き続き、更なる事業の発展と企業価値の向上に努めてまいりますとともに、次なるステップアップとして市場第一部指定を目指してまいります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(1) 不動産販売事業

不動産販売事業においては、分譲マンションの販売を推進したことおよび販売用不動産6案件、仕掛販売用不動産1案件の販売等を行った結果、売上高24,649百万円（前連結会計年度比51.9%増）、セグメント利益3,769百万円（前連結会計年度比63.5%増）となりました。

(2) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業においては、保有する収益不動産の賃料収入の増加を含めた資産価値の向上を図るべくリーシング活動およびプロパティマネジメント事業に注力した結果、売上高2,857百万円（前連結会計年度比15.2%増）、セグメント利益1,606百万円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。

(3) 不動産企画仲介コンサル事業

不動産企画仲介コンサル事業においては、企画力と多面的な事業構築力を最大限に活かし、企画コンサル等の業務受託等に積極的に取り組んだ結果、売上高199百万円（前連結会計年度比46.2%増）、セグメント利益173百万円（前連結会計年度比33.1%増）となりました。

セグメント別売上高

区 分	第20期（前連結会計年度）		第21期（当連結会計年度）	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
不 動 産 販 売 事 業	16,227 ^{百万円}	86.1 %	24,649 ^{百万円}	89.0 %
不 動 産 賃 貸 事 業	2,479	13.2	2,857	10.3
不動産企画仲介コンサル事業	136	0.7	199	0.7
合 計	18,842	100.0	27,705	100.0

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関等から新たに19,413百万円の借入による資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

企業を取り巻く経営環境は、急速な高齢化、所得の高低、人口の減少、外国人の流入、インターネットにより広がる情報格差など、かつてない社会構造の急速な変化の中にあり、お客様の選別や評価はなお一層厳しく、競争は激化するとともに企業の存在価値を常に問われる事業環境にあります。当社グループが、このように加速度的に多様化する時代に、継続的に成長し社会貢献していくためには、これまでの前例や既成概念にとらわれることのない新しい姿勢で、優良な商品の安定供給、強固な財務基盤、安定した成長、お客様の満足を糧に確実に成長していくことを方針とし、なによりもそこに暮らす人たちの幸せを思い描き、理想を具現化し未来を創造する、暮らしそのものを開発するライフ・デベロッパーを目指す必要があります。

住宅開発、商業開発、企画コンサルティング、施設運営管理、資産運用といった不動産ビジネスの多面的な展開により、常に事業の最適バランスを見据えた事業運営を図り、いかなる経済環境にも耐えうる強固な経営基盤を確立するとともに、企業価値の最大化、株主様への更なる還元を行うことにより、他にはないオンリーワンの企業を目指してまいります。

具体的な課題としては次のとおりであります。

(1) 経営管理体制

一定の利益を確保できる土地の価格には当然上限があり、適正な価格での仕入れがもっとも重要な課題の一つであります。良質な用地の仕入れを行うためには、人材の確保と育成、情報ルートの変更の拡大、迅速な判断、慎重かつ大胆な決断が必要となります。

業種がら、借入残高が多いため、金利上昇環境においては予定した利益計画に齟齬のすることも予想され、調達コストの低減、調達方法の多様化、キャッシュフローの改善等を強化しつつ、更なる強固な財務基盤の構築継続が必要となります。中期経営計画の達成はもとより、いかなる経済環境においても安定した経営を可能とする財務体質の強化に引き続き注力してまいります。

(2) 自社独自体制の強化

当社グループは暮らしをデベロッップする「ライフ・デベロッパー」の具現化に取り組んでいます。分譲マンションについては、ファミリーを中心とした実需で購入いただくお客様目線で、将来に渡り、住み心地を追求し、それぞれのプロジェクトの立地や周辺環境等により企画デザイン間取り等を考慮し、お客様のニーズを創造するものづくりを特徴としております。

不動産はひとつとして同じ形状、立地のものはございません。その形状、立地はもとより、その地域、エリアに住む方々や当社が開発する住宅等に住まれる方々にとって、理想の住宅、

理想のまち、理想の生活環境を提案、提供していくことが当社のミッションであると考え、単なる住宅という空間を創るだけでなく、より豊かな暮らしを提案するライフ・デベロッパーであることを当社グループは目指しております。

比較的容易に特徴をだすことのできる仕様やデザインだけではなく、土地取得段階やさらに基本設計（企画）の段階で、商品に競争力をもたせるため、お客様のニーズに合った付加価値の創造、および収益の向上を目指し、プロジェクトの規模や供給戸数を追求するのではなく、常に最適な企画は何なのかを追求いたします。

このため、プロジェクト推進に当たっては、仕入、企画、販売の担当それぞれが一連のプロジェクトとして最初から最後まで関わり主担当として完結させる事業体制をとっており、当社の強みであるこの体制を常に維持し、強化することによりいかなる事業環境においても優位性を保つことができるよう、常に危機意識を持ち事業を推進してまいります。

(3) 新規事業

経済環境のいかなる変化によっても、自己保有が可能なNOI基準を設定・遵守し、案件の取得開発を実行しております。

不動産流動化事業については、連結子会社である株式会社エスコンアセットマネジメントにおいてリートの上場を見据え、商業テナント底地開発を重点的に推進するために、人員の補強等を着実に行うとともに、開発案件の情報収集並びに物件取得についても、引き続き注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

区 分	第18期 平成24年12月期	第19期 平成25年12月期	第20期 平成26年12月期	第21期(当連結会計年度) 平成27年12月期
売上高	10,184百万円	13,558百万円	18,842百万円	27,705百万円
経常利益	860百万円	1,200百万円	2,075百万円	3,126百万円
当期純利益	392百万円	1,905百万円	2,411百万円	3,039百万円
1株当たり当期純利益	7円72銭	31円14銭	34円59銭	44円65銭
総資産	45,910百万円	43,695百万円	50,141百万円	58,088百万円
純資産	4,212百万円	9,587百万円	11,656百万円	13,994百万円
1株当たり純資産額	78円88銭	137円14銭	169円05銭	208円28銭

- (注) 1. 第18期および第19期は、新規分譲マンションの事業化および新規事業用地の仕入れを積極的に行うとともに、安定収益事業として不動産賃貸事業、企画力を活かした不動産企画仲介コンサル事業にも注力した結果、経常利益および当期純利益を計上いたしました。
2. 第20期は、新規分譲マンションの事業化および新規事業用地の仕入れを積極的に行うとともに商業底地開発事業、土地企画販売等多面的な事業展開を行い、さらに、安定収益事業として不動産賃貸事業、企画力を活かした不動産企画仲介コンサル事業にも注力した結果、経常利益および当期純利益を計上いたしました。
3. 第21期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
4. 当社は、平成24年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
また、当社は、平成25年5月26日付でライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。当該新株予約権の行使価格は時価よりも低いため、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成23年3月25日)第16号に基づき、第18期の期首に遡って当該新株式発行により発生した株式分割相当部分たる株式数を調整して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
5. 第21期(当連結会計年度)に当社は、取締役に対する業績連動型株式報酬制度と株式給付型E S O Pを導入しており、これらの制度に関して設定される役員向け株式給付信託および株式給付型E S O P信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上は、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスコンプロパティ	10 百万円	100.0 %	不動産賃貸事業・不動産企画仲介コンサル事業
株式会社エスコンアセットマネジメント	50	100.0	不動産賃貸事業・不動産企画仲介コンサル事業
株式会社イー・ステート	10	— [100.0]	不動産販売事業・不動産賃貸事業
有限会社プロネットエスコン・エイト	3	— [100.0]	不動産賃貸事業
合同会社アリエスインベストメント・ツー	3	— [100.0]	不動産販売事業・不動産賃貸事業

(注) 主要な事業の内容の欄には、セグメントの名称を記載しております。また、議決権の所有割合における [] は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数となっております。

7. 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 不動産販売事業

不動産販売事業は、主に自社を事業主とする分譲マンション『ネバーランド』『レ・ジェイド』の名称で関西圏、関東圏において企画・開発・販売を行っております。

当社の自社分譲事業は、用地仕入れに加え、特に商品企画に注力し、商品で顧客に訴求することを戦略とし、商品の第一条件となる用地仕入れと暮らしの快適さ、より上質な暮らしを提供、追求する商品企画・開発へ人的資源を集中させるとともに、ライフスタイルの変化や地域の特性、そこに暮らす人たちの幸せを思い描き、暮らしそのものを開発する「ライフ・デベロッパー」を目指しております。当該事業を中核事業として位置づけ、事業を推進しております。

また、当社の強みとする企画提案力、ノウハウ等を駆使し、商業底地開発や収益不動産開発等による高収益物件の構築の後、外部への売却、土地の企画販売など多面的な事業も展開しております。

(2) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、当社グループが保有する商業施設等の資産における賃料収入や配当収入等を得る事業であります。また、保有資産の価値向上を目的にプロパティマネジメント事業を行うとともに、アセットマネジメント事業も開始し、不動産ビジネスを多面的に展開しております。

(3) 不動産企画仲介コンサル事業

不動産企画仲介コンサル事業は、当社の企画力・情報力・技術力を活かし、不動産再生、分譲、商業施設開発等の事業化に係る企画・コンサルティング等の業務受託、販売の仲介等、不動産に関連する業務を受託しております。

8. 主要な事業所

名 称	所 在 地
当社東京本社	東京都千代田区
当社大阪本社	大阪市中央区
株式会社エスコンプロパティ	東京都千代田区
株式会社エスコンアセットマネジメント	東京都千代田区
株式会社イー・ステート	大阪市中央区
有限会社プロネットエスコン・エイト	大阪市中央区
合同会社アリエスインベストメント・ツー	大阪市中央区

(注) 当社は、平成27年12月21日付で、東京本社を東京都千代田区神田駿河台四丁目2番5号に移転しております。

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
106名	35名増

(注) 従業員数が前連結会計年度末と比べて、35名増加したのは、主に当社における新卒採用および多面的な事業展開に伴う中途採用によるものです。

10. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	14,494 ^{百万円}
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,260
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	3,925
北 お お さ か 信 用 金 庫	1,930
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,901

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 72,000,000株
2. 発行済株式の総数 70,511,887株 (自己株式2,552,400株を含む。)
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は194,000株増加しております。
3. 株主数 6,727名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
王 厚 龍	9,000,000 ^株	13.2 [%]
日 成 ビ ル ド 工 業 株 式 会 社	6,500,000	9.6
株 式 会 社 三 愛 ハ ウ ジ ン グ	6,090,000	9.0
株 式 会 社 正 龍 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	3,000,000	4.4
株 式 会 社 正 龍 ア ミ ュ ー ズ メ ン ト	3,000,000	4.4
株 式 会 社 正 厚 レ ジ ャ ー	3,000,000	4.4
株 式 会 社 天 満 正 龍	3,000,000	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,867,600	2.7
株 式 会 社 エ ヌ エ ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,750,300	2.6
王 淑 華	1,600,000	2.4

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
2. 当社は、自己株式を2,552,400株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
自己株式には、役員向け株式給付信託および株式給付型E S O P信託による日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)所有の789,600株を含んでおりません。
3. 持株比率は、自己株式(2,552,400株)を除いて算出しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項 (平成27年12月31日現在)

		第5回新株予約権
発行決議の日		平成25年10月31日
新株予約権の数		15,375個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		1,537,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1株当たり1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株につき157円
新株予約権の行使期間		平成27年4月1日から 平成32年11月28日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)
役員の有保有状況	取締役	新株予約権の数 15,375個 目的となる株式の数 1,537,500株 保有者数 5名

- (注) 1. 新株予約権者は、平成26年12月期から平成28年12月期までの営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が1,790百万円を下回った場合、権利行使することができない。
2. 新株予約権者は、上記（注）1に該当する前に、平成26年12月期から平成28年12月期までのいずれかの期の営業利益が2,500百万円を超過した場合、割当てられた新株予約権のうち、10%に相当する個数を権利行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
3. 新株予約権者は、上記（注）1に該当する前に、平成26年12月期から平成28年12月期までの営業利益の累積額が7,000百万円を超過した場合、割当てられた新株予約権の全てを権利行使することができる。なお、平成26年12月期から平成27年12月期までの営業利益の累積額が7,000百万円を超過した場合も、割当てられた新株予約権の全てを権利行使することができる。
4. 上記（注）1から3における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
5. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

6. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の死亡の原因が業務中の事故であった場合その他当該相続人による当該新株予約権の行使を認める正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
7. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
8. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	伊 藤 貴 俊	株式会社エスコプロパティ 代表取締役社長 株式会社エスコアセットマネジメント 取締役
常務取締役 常務執行役員	明 石 啓 子	企画営業本部長 株式会社エスコプロパティ 取締役
常務取締役 常務執行役員	中 西 稔	管理本部長 株式会社エスコプロパティ 取締役 株式会社エスコアセットマネジメント 取締役
取 締 役 執行役員	上 田 博 茂	総合調査部長 株式会社イー・ステート 取締役
取 締 役 執行役員	江 頭 智 彦	開発事業部長
取 締 役	菊 地 潤 也	税理士法人ウィン・コンサルティング 代表社員 株式会社ウィン・コンサルティング 代表取締役 友朋監査法人 代表社員 株式会社Integrated Solutions 代表取締役 株式会社NBネットワークス 代表取締役 日成ビルド工業株式会社 取締役 株式会社正龍アセットマネジメント 監査役 株式会社三愛ハウジング 監査役 株式会社NB建設 監査役
取 締 役	丹 羽 厚 太 郎	I P A X 総合法律事務所 パートナー T A C株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	高 橋 邦 夫	シキボウ株式会社 社外監査役
監 査 役	家 近 正 直	弁護士法人第一法律事務所 代表社員 田辺三菱製薬株式会社 社外監査役 京阪電気鉄道株式会社 社外監査役 株式会社カプコン 監査役
監 査 役	溝 端 浩 人	溝端公認会計士事務所 代表 山喜株式会社 社外取締役（監査等委員） 京セラ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 菊地潤也氏および取締役 丹羽厚太郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 高橋邦夫氏、監査役 家近正直氏および監査役 溝端浩人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 溝端浩人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、会計および税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成28年1月26日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
取締役 江頭智彦氏は、執行役員開発事業本部長に就任しております。

5. 取締役 丹羽厚太郎氏、監査役 家近正直氏および監査役 溝端浩人氏の3名は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	130百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	18百万円 (18百万円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (6名)	148百万円 (26百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の限度額は、平成18年3月24日開催の第11回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の限度額には使用人分給与を含んでおりません。
2. 監査役の報酬等の限度額は、平成12年3月10日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 支給人員は、平成27年3月20日開催の第20回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 上記支給金額のほか、平成27年3月20日開催の第20回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金として、当事業年度中に退任した監査役1名に対して10百万円を支給しております。
5. 上記支給金額のほか、取締役（社外取締役除く。）5名に対して、役員向け業績株式連動型報酬として、株式給付規程（役員向け）に基づき役員株式給付引当金繰入額29百万円を計上しております。この役員向け業績連動型報酬制度につきましては、平成27年3月20日開催の第20回定時株主総会において、上記（注）1に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役 菊地潤也氏は、税理士法人ウィン・コンサルティングの代表社員、株式会社ウィン・コンサルティングの代表取締役、友朋監査法人の代表社員、株式会社Integrated Solutionsの代表取締役、株式会社NBネットワークスの代表取締役、日成ビルド工業株式会社の取締役、株式会社正龍アセットマネジメントの監査役、株式会社三愛ハウジングの監査役および株式会社NB建設の監査役を兼職しております。

日成ビルド工業株式会社と当社との間で、互いの企業価値の向上を目的に業務提携を行っております。

当事業年度においては、分譲マンション事業「グラン レ・ジェイド京都河原町」において、同社が事業主、当社が売主として協業事業を行いました。

なお、当社と税理士法人ウィン・コンサルティング、株式会社ウィン・コンサルティング、友朋監査法人、株式会社Integrated Solutions、株式会社NBネットワークス、株式会社正龍アセットマネジメント、株式会社三愛ハウジングおよび株式会社NB建設との間に特別の関係はありません。

- ② 取締役 丹羽厚太郎氏は、I P A X 総合法律事務所のパートナーおよびT A C 株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ③ 監査役 高橋邦夫氏は、シキボウ株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ④ 監査役 家近正直氏は、弁護士法人第一法律事務所の代表社員、田辺三菱製薬株式会社および京阪電気鉄道株式会社の社外監査役、株式会社カプコンの監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ⑤ 監査役 溝端浩人氏は、溝端公認会計士事務所の代表、山喜株式会社の社外取締役（監査等委員）および京セラ株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	菊地潤也	取締役会13回のうち12回に出席し、社外取締役として、報告事項および決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外取締役の立場から意見を述べております。
取締役	丹羽厚太郎	取締役会13回の全てに出席し、社外取締役として、報告事項および決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外取締役の立場から意見を述べております。
常勤監査役	高橋邦夫	常勤の監査役として、取締役会13回、監査役会12回の全て、および経営会議等に出席し、金融機関および一般企業の監査役としての豊富な経験と幅広い見地から、必要に応じて発言を行っております。
監査役	家近正直	取締役会13回のうち11回に、また監査役会12回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。
監査役	溝端浩人	取締役会10回、監査役会10回の全てに出席し、公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。

(注) 監査役 溝端浩人氏は、平成27年3月20日開催の第20回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の取締役および監査役と異なります。

なお、溝端浩人氏の就任後に開催された取締役会は10回、監査役会は10回であります。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役および社外監査役のうち家近正直氏ならびに溝端浩人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

三優監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	25百万円
企業集団全体での報酬等の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

4. 当該事業年度中に辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

VI. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理の実践と企業の社会的責任（CSR）の実行を表明した「企業倫理行動憲章」に基づき、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「コンプライアンス行動規範」および「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、その徹底を図るための体制を「コンプライアンス規程」にて定める。すなわちコンプライアンス担当役員の指示のもとで、コンプライアンス担当部署が社内各部署と連携してコンプライアンスの徹底を推進する。内部監査担当部署は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会および監査役会に報告する。

法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

取締役会にて制定した「文書・情報管理規程」に従い、役職員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理に関する基本方針を「リスク管理規程」として定め、リスクが発生した際の対処法を「危機管理規程」に定める。

事業プロジェクトに伴うリスクについては、取締役と部門責任者等による定例の検討会議（本部会議等）において、すべての取組案件のリスクが詳細にチェックされ、対応方針が決定される。

組織横断的リスク状況の監視および全社的情報共有は「リスク管理委員会」にて行うものとする。

経営上影響が重大な事象に対しては、社長が指揮する危機対策本部が招集され、全社的な対応を検討・実施する。

また、財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「内部統制規程」の方針に基づき、業務プロセス等におけるリスクの特定およびリスクの評価ならびに文書化を行い、定期的に統制活動の実施状況の確認を行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

(1) 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき役職員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために必要な各部門の具体的な行動指針を経営計画として示す。取締役および各部門は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。

(2) 日常の業務執行においては、「職務権限規程」による責任を明確にした効率的な執行体制を確保するとともに、取締役会における執行状況の報告等に加えて、取締役と部門責任者等による定例の検討会議（本部会議等）により、業務執行の状況の報告が行われることにより、適時の情報の把握と効果的な統制を確保する。

- (3) 予算統制については、経営管理担当部署により期中の執行状況・遂行状況が取締役会に月次で報告される。
- (4) 効率的な業務執行が現実的に実施されているかについて、内部監査担当部署によるモニタリングを行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社（SPCを除く）の社長を各子会社におけるコンプライアンス責任者として位置付け、各子会社におけるコンプライアンスの徹底を推進するように努めるものとする。関係会社における重要事実に関しては、関係会社は事前に所定のフローに従い、関係する各部署を通じて稟議、取締役会付議、報告等の手続きをとらなければならない。当社の経営管理担当部署は関係会社の適正な業務遂行に関し、これを横断的に推進・管理する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、原則として監査役の職務を補助する使用人を置くこととしており、監査役会から更に求められた場合や当該使用人に係る組織変更、人事異動には、監査役会と協議し、その意見を十分考慮して対応する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

役員は、監査役会に対して法定の事項に加え当社および関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2) 内部監査担当部署責任者は、定期的に監査役会への報告および意見交換を行う。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に関するコンプライアンスの取組みとしては、「企業倫理行動憲章」において、反社会的勢力・団体との関係を持たないことを宣言するとともに、「コンプライアンス行動規範」において、反社会的勢力に対する毅然とした対応、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、経済的利益を含む一切の利益を供与・享受しない旨を定める。更に「反社対応マニュアル」を用いて社内周知徹底を図るとともに、反社会的勢力や団体による不当要求に対しては組織により毅然とした態度で徹底して排除を行う。

また、実効性を保つべく、当社が新たに行う取引先に関しては、事前に、第三者機関による健全度スクリーニングを実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認した上で取引および契約を実施する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向け、以下の取組みが完了している。

- a. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置
- b. 外部の専門機関（弁護士、管轄の警察署、暴追センター、コンプライアンス顧問）との連携
- c. 外部の専門機関を通じた反社会的勢力に関する情報の収集および第三者機関による健全度スクリーニングによる管理
- d. 反社対応マニュアル、反社対応担当者マニュアルの整備
- e. コンプライアンス研修の実施

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに対する取組みについて

当社は「コンプライアンス規程」ならびに「コンプライアンス行動規範」を制定し、当社ならびにグループ会社のすべての役職員が遵守すべき社会規範、行動規範を社内に周知徹底するとともに、これらを社内に浸透させるために取締役およびグループ会社社員含め全社員を対象にコンプライアンス研修を実施いたしました。

内部監査担当部署は、内部監査計画に基づき、すべての部署を対象に内部監査を実施し、法令および社内ルール等の遵守状況をモニタリングしております。

2. リスク管理体制に対する取組みについて

当社では不動産事業に係るリスクおよび経営に影響を及ぼす可能性がある社内外のリスクを多方面から分析し、対応策を協議するため、取締役、監査役、部長、法務担当等をメンバーとするリスク管理委員会を、当事業年度47回開催しています。

3. 取締役の職務の効率性を確保するための取組みについて

当社の取締役会は、取締役7名中2名が社外取締役（監査役は3名全員が社外監査役）で構成されており、当事業年度13回開催された取締役会において、取締役会規程に基づき各部門の職務執行状況ならびに各種計画の進捗状況等について報告が行われ、各議案に対して活発な意見が出されております。

また、業務執行取締役の経営に係る情報の共有化と機動的な経営を実現するため、業務執行取締役ならびに財務・管理部門副部長をメンバーとする経営会議を当事業年度48回開催しております。これにより、職務執行の効率化を図っております。

4. 企業集団における業務の適正を確保するための取組みについて

当社および当社グループ会社の取締役は、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」をはじめ、当社および当社グループ会社の「取締役会規程」ならびに「職務権限規程」等に基づき業務を遂行するとともに、内部監査担当部署は、当社グループ会社を含むすべての部署を監査対象に、法令ならびに社内ルール等の遵守状況をモニタリングしております。

5. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みについて

監査役は、当事業年度監査役会を12回開催するとともに、代表取締役社長との面談を10回実施し、監査役監査の実施状況ならびに経営に係る課題等について活発な意見交換を行いました。また、常勤監査役が経営会議に原則として出席するとともに、経営幹部とは当事業年度9回面談を行い、各部署の業務執行状況ならびに課題等についてヒアリング等を実施しております。

内部監査担当部署は、当事業年度11回監査役会に出席し、内部監査の実施状況ならびにその結果を報告しております。会計監査人からは当事業年度5回、会計監査および内部統制監査の状況等について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図っております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
ただし、百分率は小数点以下第2位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	35,578	流動負債	13,490
現金及び預金	4,516	短期借入金	1,267
受取手形及び売掛金	85	1年内返済予定の長期借入金	8,317
営業投資有価証券	547	1年内償還予定の社債	557
販売用不動産	4,744	リース債務	3
仕掛販売用不動産	22,676	未払金	963
繰延税金資産	702	未払法人税等	84
その他	2,304	前受金	1,345
固定資産	22,483	資産除去債務	3
有形固定資産	21,848	その他	947
建物及び構築物	3,946	固定負債	30,603
土地	17,864	長期借入金	29,588
リース資産	8	リース債務	4
建設仮勘定	3	役員株式給付引当金	29
その他	25	株式給付引当金	5
無形固定資産	11	資産除去債務	82
その他	11	その他	892
投資その他の資産	623	負債合計	44,094
投資有価証券	147	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	3	株主資本	13,989
その他	476	資本金	6,029
貸倒引当金	△2	資本剰余金	1,758
繰延資産	26	利益剰余金	7,024
株式交付費	26	自己株式	△821
資産合計	58,088	新株予約権	4
		純資産合計	13,994
		負債・純資産合計	58,088

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		27,705
売上原価		21,015
売上総利益		6,690
販売費及び一般管理費		2,677
営業利益		4,012
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
解約金収入	18	
その他	0	21
営業外費用		
支払利息	795	
株式交付費	53	
その他	58	907
経常利益		3,126
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	7	7
税金等調整前当期純利益		3,119
法人税、住民税及び事業税	126	
法人税等調整額	△46	79
少数株主損益調整前当期純利益		3,039
当期純利益		3,039

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
当 期 首 残 高	6,019	1,748	4,192
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	9	9	
剰 余 金 の 配 当			△206
当 期 純 利 益			3,039
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	9	9	2,832
当 期 末 残 高	6,029	1,758	7,024

(単位：百万円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△311	11,648	8	11,656
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		19		19
剰 余 金 の 配 当		△206		△206
当 期 純 利 益		3,039		3,039
自 己 株 式 の 取 得	△509	△509		△509
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	△509	2,341	△4	2,337
当 期 末 残 高	△821	13,989	4	13,994

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	株式会社エスコプロパティ 株式会社エスコアセットマネジメント 株式会社イー・ステート 有限会社プロネットエスコン・エイト 合同会社アリエスインベストメント・ツー

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(2) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合出資金及び有限責任事業組合への出資持分については個別法によっており、匿名組合及び有限責任事業組合の損益の取込みについては営業投資有価証券及び投資有価証券を相手勘定として、損益の純額に対する持分相当額が利益の場合は売上高とし、損失の場合は売上原価として処理しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）

定額法

その他

定率法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

商標権

定額法（10年）

- ハ、リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③重要な引当金の計上基準

- イ、貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ハ、株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ、株式交付費
定額法（3年）により償却しております。
- ロ、消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

3. 追加情報

(1) 保有目的の変更

保有目的の変更により、当連結会計年度において、投資有価証券の一部503百万円を営業投資有価証券に、建物及び構築物1,384百万円、土地1,164百万円及び有形固定資産その他1百万円を販売用不動産にそれぞれ振替えております。

(2) 役員向け株式給付信託

当社は平成27年2月13日開催の取締役会において、平成27年3月20日開催の定時株主総会に、当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「役員向け株式給付信託」といいます。）の導入について付議することを決議し、当該株主総会において承認されております。この導入に伴い、平成27年4月に役員向け株式給付信託が当社株式554,200株を取得しております。

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社の株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

なお、当連結会計年度末に役員向け株式給付信託が所有する当社株式は、総額法の適用により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額（付随費用の金額を除く。）は129百万円、株式数は554,200株であります。

(3) 株式給付型E S O P 信託

当社は平成27年3月20日開催の取締役会において、従業員への福利厚生サービスをより一層充実させるとともに、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付型E S O P」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて設定され

る信託を「株式給付型E S O P信託」といいます。)を導入することを決議しております。この導入に伴い、平成27年4月に株式給付型E S O P信託が当社株式235,400株を取得しております。

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社グループの従業員に対して、当社が定める株式給付規程に従って、一定の要件を満たした当社グループの従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

なお、当連結会計年度末に株式給付型E S O P信託が所有する当社株式は、総額法の適用により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額（付随費用の金額を除く。）は59百万円、株式数は235,400株であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

担保に供している資産	現金及び預金	293百万円	(293百万円)
	販売用不動産	4,669百万円	(-百万円)
	仕掛販売用不動産	22,265百万円	(-百万円)
	建物及び構築物	3,594百万円	(-百万円)
	土地	17,864百万円	(7,635百万円)
	計	48,688百万円	(7,928百万円)

上記に対応する債務

短期借入金	1,067百万円	(-百万円)
1年内返済予定の長期借入金	8,144百万円	(-百万円)
長期借入金	28,313百万円	(2,700百万円)
計	37,524百万円	(2,700百万円)

(注) 上記のうち () 内書はノンリコース債務に対応する担保提供資産並びに当該債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,515百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
普通株式	70,317,887	194,000	-	70,511,887

(注) 普通株式の発行済株式数の増加194,000株は、第3回新株予約権の行使による増加134,000株及び第5回新株予約権の行使による増加60,000株によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
普通株式	1,413,500	1,928,500	-	3,342,000

(注) 自己株式の株式増加1,928,500株は、役員向け株式給付信託の信託契約に基づく取得による増加554,200株、株式給付型E S O P信託の信託契約に基づく取得による増加235,400株及び取締役会決議による自己株式の取得による増加1,138,900株によるものであります。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
第20回定時株主総会 (平成27年3月20日開催)	普通株式	206	3	平成26年12月31日	平成27年3月23日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの
平成28年3月25日開催の第21回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	543百万円
配当金の原資	利益剰余金
1株当たり配当金額	8円
基準日	平成27年12月31日
効力発生日	平成28年3月28日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式に対する配当金4百万円及び株式給付型E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 307,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については主に、銀行等金融機関からの借入により行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、その一部については預り保証金を収受することによりリスクを回避しております。また、当該リスクに関しましては、当社グループの社内ルールに従い、取引先ごとの与信管理及び残高管理を行うとともに、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、社債は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に不動産開発プロジェクトに係る資金調達であります。また、借入金については、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,516	4,516	—
(2) 受取手形及び売掛金	85	85	—
資産計	4,602	4,602	—
(1) 未払金	963	963	—
(2) 短期借入金	1,267	1,267	—
(3) 長期借入金(※1)	37,906	38,162	256
(4) 社債(※2)	557	557	—
負債計	40,694	40,950	256

※1 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

※2 社債は、1年内償還予定の社債を含んでおります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は、社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式	79
②匿名組合出資金等	615

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社において、商業施設、商業用地等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,113百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
24,449	△2,775	21,674	21,289

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は保有目的の変更による販売用不動産への振替額(2,549百万円)及び減価償却費(235百万円)であります。
- 3 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価を参考に、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 (注) 1 208円28銭

(2) 1株当たり当期純利益 (注) 2 44円65銭

- (注) 1 1株当たり純資産額の算定上、役員向け株式給付信託及び株式給付型E S O P信託が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に789,600株含めております。
- 2 1株当たり当期純利益の算定上、役員向け株式給付信託及び株式給付型E S O P信託が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に581,233株含めております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	34,579	流動負債	13,495
現金及び預金	3,987	短期借入金	1,267
売掛金	69	1年内返済予定の長期借入金	8,317
営業投資有価証券	547	1年内償還予定の社債	557
販売用不動産	4,744	リース債務	3
仕掛販売用不動産	22,326	未払金	946
前渡金	499	未払費用	13
前払費用	1,005	未払法人税等	72
繰延税金資産	701	前受り	1,315
その他	697	預り	704
固定資産	20,525	前受取	40
有形固定資産	4,970	資産除去債務	3
建物	2,956	その他	252
構築物	10	固定負債	27,679
器具及び備品	25	長期借入金	26,888
土地	1,966	リース債務	4
リース資産	8	役員株式給付引当金	29
建設仮勘定	3	株式給付引当金	5
無形固定資産	11	資産除去債務	82
商標	0	預り保証金	668
ソフトウエア	10	負債合計	41,174
その他	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	15,543	株主資本	13,952
投資有価証券	87	資本金	6,029
関係会社株式	60	資本剰余金	1,758
その他の関係会社有価証券	1,375	資本準備金	1,758
出資	12	利益剰余金	6,987
従業員に対する長期貸付金	4	その他利益剰余金	6,987
関係会社長期貸付金	17,535	繰越利益剰余金	6,987
長期前払費用	41	自己株式	△821
繰延税金資産	1	新株予約権	4
敷金保証金	321	純資産合計	13,956
その他	14	負債・純資産合計	55,131
繰延資産	△3,910		
繰延資産	26		
株式交付費	26		
資産合計	55,131		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,548
売 上 原 価		20,611
売 上 総 利 益		5,937
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,489
営 業 利 益		3,447
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	161	
受 取 配 当 金	0	
解 約 金 収 入	18	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	325	
そ の 他	0	507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	747	
社 債 利 息	13	
株 式 交 付 費	53	
そ の 他	58	872
経 常 利 益		3,082
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	7	7
税 引 前 当 期 純 利 益		3,074
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	109	
法 人 税 等 調 整 額	△46	63
当 期 純 利 益		3,011

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 金 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	6,019	1,748	1,748	4,182	4,182
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	9	9	9		
剰 余 金 の 配 当				△206	△206
当 期 純 利 益				3,011	3,011
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	9	9	9	2,804	2,804
当 期 末 残 高	6,029	1,758	1,758	6,987	6,987

（単位：百万円）

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△311	11,638	8	11,646
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		19		19
剰 余 金 の 配 当		△206		△206
当 期 純 利 益		3,011		3,011
自 己 株 式 の 取 得	△509	△509		△509
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	△509	2,314	△4	2,310
当 期 末 残 高	△821	13,952	4	13,956

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合出資金及び有限責任事業組合への出資持分については個別法によっており、匿名組合及び有限責任事業組合の損益の取込みについては営業投資有価証券、投資有価証券及びその他の関係会社有価証券を相手勘定として、損益の純額に対する持分相当額が利益の場合は売上高とし、損失の場合は売上原価として処理しております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く） 定額法

その他 定率法

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

商標権 定額法（10年）

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

③株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①株式交付費

定額法（3年）により償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

3. 追加情報

(1) 保有目的の変更

保有目的の変更により、当事業年度において、投資有価証券の一部503百万円を営業投資有価証券に、建物1,384百万円、土地1,164百万円及び器具及び備品1百万円を販売用不動産にそれぞれ振替えております。

(2) 役員向け株式給付信託

当社は平成27年2月13日開催の取締役会において、平成27年3月20日開催の定時株主総会に、当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「役員向け株式給付信託」といいます。）の導入について付議することを決議し、当該株主総会において承認されております。この導入に伴い、平成27年4月に役員向け株式給付信託が当社株式554,200株を取得しております。

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社の株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

なお、当事業年度末に役員向け株式給付信託が所有する当社株式は、総額法の適用により貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額（付随費用の金額を除く。）は129百万円、株式数は554,200株であります。

(3) 株式給付型E S O P 信託

当社は平成27年3月20日開催の取締役会において、従業員への福利厚生サービスをより一層充実させるとともに、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、株式給付型E S O P（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「株式給付型E S O P 信託」といいます。）を導入することを決議しております。この導入に伴い、平成27年4月に株式給付型E S O P 信託が当社株式235,400株を取得しております。

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社グループの従業員に対して、当社が定める株式給付規程に従って、一定の要件を満たした当社グループの従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

なお、当事業年度末に株式給付型E S O P 信託が所有する当社株式は、総額法の適用により貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額（付随費用の金額を除く。）は59百万円、株式数は235,400株であります。

4. 貸借対照表等に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び対応債務
担保に供している資産

販売用不動産	4,669百万円
仕掛販売用不動産	21,915百万円
建物	2,605百万円
構築物	10百万円
土地	1,966百万円
計	31,166百万円

(注) 上記のほか、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として、子会社より下記の通り担保を受け入れております。

株式会社イー・ステート	仕掛販売用不動産	350百万円
	土地	7,635百万円
有限会社プロネットエスコン・エイト	建物	979百万円
	土地	8,263百万円
	計	17,228百万円

上記に対応する債務

短期借入金	1,067百万円
1年内返済予定の長期借入金	8,144百万円
長期借入金	25,613百万円
計	34,824百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額

985百万円

- (3) 保証債務

営業債務に対する保証
株式会社エスコンプロパティ

1百万円

- (4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権
短期金銭債務

67百万円
94百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	190百万円
売上原価	221百万円
販売費及び一般管理費	20百万円
営業取引以外の取引高	161百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度期末 株式数 (株)
普通株式	1,413,500	1,928,500	—	3,342,000

(注) 自己株式の株式増加1,928,500株は、役員向け株式給付信託の信託契約に基づく取得による増加554,200株、株式給付型E S O P信託の信託契約に基づく取得による増加235,400株及び取締役会決議による自己株式の取得による増加1,138,900株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	1,186百万円
たな卸資産評価損	121百万円
減損損失	24百万円
資産除去債務	27百万円
投資有価証券評価損	565百万円
その他の関係会社有価証券評価損	1,160百万円
貸倒引当金	1,259百万円
未収利息未計上額	48百万円
その他	67百万円
繰延税金資産小計	4,462百万円
評価性引当額	△3,747百万円
繰延税金資産合計	715百万円

繰延税金負債

資産除去費用	△12百万円
繰延税金負債合計	△12百万円
繰延税金資産の純額	703百万円

(2) 法人税等の税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が54百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が54百万円増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりますが、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 1	科目	期末残高 (百万円)
役員	溝端浩人	被所有 0.0	当社監査役	マンションの販売 (注) 2	49	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
2 一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%) (注) 1	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 2	科目	期末残高 (百万円) (注) 2
子会社	株式会社イー・ステート	所有 — [100.0]	資金の援助 債務被保証	資金の貸付 (注) 3、5 担保の受入及び 債務被保証 (注) 6	— 2,276	関係会社 長期貸付金 —	8,514 —
	有限会社 プロネットエスコン・エイト	所有 — [100.0]	匿名組合出資 資金の援助 債務被保証	匿名組合利益の収受	166	その他の関係 会社有価証券	1,372
				資金の貸付 (注) 4 利息の受取 (注) 4 担保の受入及び 債務被保証 (注) 6	— 160 9,450	関係会社 長期貸付金 前受収益 —	8,100 39 —
	合同会社 アリエスインベストメント・ツー	所有 — [100.0]	資金の援助	資金の貸付 (注) 3、5	—	関係会社 長期貸付金	921

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 議決権等の所有割合の欄における [] 書きは、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で表示しております。
- 2 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
 - 3 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。なお、当事業年度において受取利息は計上しておりません。
 - 4 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、当該利率に基づき受取利息を計上しております。
 - 5 関係会社長期貸付金に対して当事業年度末において3,907百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金戻入額を325百万円計上しております。
 - 6 当社の金融機関借入に対して担保提供及び債務保証を受けております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料の支払いは行っておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 (注) 1 | 207円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 (注) 2 | 44円24銭 |

- (注) 1 1株当たり純資産額の算定上、役員向け株式給付信託及び株式給付型E S O P信託が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に789,600株含めております。
- 2 1株当たり当期純利益の算定上、役員向け株式給付信託及び株式給付型E S O P信託が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に581,233株含めております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社日本エスコン
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 古藤智弘 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下藤男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本エスコンの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社日本エスコン
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 古藤智弘 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 坂下藤男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本エスコンの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日 企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月10日

株式会社日本エスコン 監査役会

常 勤 監 査 役 高 橋 邦 夫 ㊞
監 査 役 家 近 正 直 ㊞
監 査 役 溝 端 浩 人 ㊞

(注) 監査役は全員社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考え、業績の状況、内部留保の充実ならびに配当性向等を総合的に勘案し決定し、継続的かつ企業の成長力に応じた安定的な利益還元を努めることを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円 543,675,896円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されていることに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分発揮することができるよう、現行定款第28条の変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u>	第4条 (機関) (現行どおり) (1)取締役会 (削除) <u>(2)監査等委員会</u> <u>(3)会計監査人</u>
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条（員数） 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第19条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. （条文省略） 3. （条文省略） （新設） （新設）</p> <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設） （新設）</p> <p>第21条（条文省略）</p>	<p>第18条（員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条（選任） 取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 4.<u>当社は、会社法および本定款に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。</u> 5.<u>補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第20条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3.<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（招集権者および議長） （条文省略）</p> <p>2.（条文省略） （新設）</p> <p>第23条（招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（条文省略） （新設）</p> <p>第25条（条文省略）</p> <p>第26条（議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</p>	<p>第22条（招集権者および議長） （現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p><u>3.前2項にかかわらず、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（現行どおり）</p> <p><u>第25条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名をする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条（社外取締役の責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>（新設） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条（員数） 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第29条（取締役の責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 第30条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2.監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>（削除） （削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第30条（選任）</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2.<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2.<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（常勤の監査役および常任監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から、常勤の監査役を1名以上選定する。</u> 2.<u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から、常任監査役を選定することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2.<u>監査役会の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第36条（議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条（社外監査役の責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>第<u>39</u>条～第<u>44</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>32</u>条～第<u>37</u>条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案の「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	伊藤 貴俊 (昭和46年9月1日生)	平成13年9月 当社入社 平成18年2月 当社執行役員 平成19年3月 当社常務取締役 平成22年11月 当社事業本部長 平成23年3月 当社代表取締役社長（現任） 平成24年1月 当社東京本店長 平成25年5月 株式会社エスコプロパティ 代表取締役社長（現任） 平成25年8月 当社開発事業本部長 平成26年7月 株式会社エスコアセットマネジメント 取締役（現任） 平成26年11月 当社社長執行役員（現任）	982,300株
2	あか 明 石 啓 子 (昭和38年12月16日生)	平成13年9月 当社入社 平成17年2月 当社住宅事業本部 営業統括部長 平成19年3月 当社事業管理室長 平成22年3月 当社取締役 平成22年11月 当社管理部長 平成23年3月 当社事業管理部長 平成25年2月 当社企画営業部長 平成25年5月 株式会社エスコプロパティ 取締役（現任） 平成25年8月 当社企画営業本部長（現任） 平成26年11月 当社執行役員 平成27年3月 当社常務取締役（現任） 当社常務執行役員（現任）	258,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当 (重 社における地位・担当 な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	なかにしみのる 中 西 稔 (昭和27年9月14日生)	昭和50年4月 安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 入行 平成17年4月 同行執行役員 大阪支店支店長 平成19年4月 小林住宅産業株式会社入社 平成20年4月 株式会社創建入社 専務取締役 平成23年8月 当社入社 平成24年1月 当社執行役員経営企画室長 当社財務部長 平成24年6月 当社執行役員 当社財務経理部長 平成25年3月 当社取締役 平成25年5月 株式会社エスコンプロパティ 取締役(現任) 平成25年8月 当社管理本部長(現任) 平成26年1月 当社投資顧問部長 平成26年7月 株式会社エスコンアセットマネジメント 取締役(現任) 平成26年11月 当社執行役員 平成27年3月 当社常務取締役(現任) 当社常務執行役員(現任)	59,900株
4	うえだひろしげ 上 田 博 茂 (昭和36年6月9日生)	平成2年4月 日東電工株式会社入社 平成8年4月 同社の本社監査室に異動 平成14年9月 株式会社正龍コーポレーション入社 平成22年3月 株式会社正龍ビジネス 代表取締役 平成23年3月 当社取締役(現任) 当社財務部長 平成24年1月 当社財務経理部長 平成24年6月 当社経営企画室長 平成24年10月 当社内部監査室長 平成25年3月 株式会社イー・ステート 取締役(現任) 平成26年11月 当社執行役員総合調査部長(現任)	128,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	え がしら とも ひこ 江 頭 智 彦 (昭和40年7月1日生)	平成2年4月 朋友建設株式会社入社 平成4年1月 フジ住宅株式会社入社 平成14年4月 当社入社 平成24年1月 当社執行役員事業部長 平成24年7月 当社執行役員東京事業部長 平成25年2月 当社執行役員開発事業部長 平成27年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社執行役員開発事業本部長(現任)	40,900株
6	きく ち じゅん や 菊 地 潤 也 (昭和42年10月1日生)	平成4年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成8年4月 北斗監査法人(現仰星監査法人)入所 平成16年6月 株式会社ウィン・コンサルティング 代表取締役(現任) 平成16年8月 税理士法人ウィン(現税理士法人ウィン・コンサルティング)代表社員(現任) 平成17年6月 日成ビルド工業株式会社 取締役(現任) 平成21年11月 株式会社正龍アセットマネジメント 監査役(現任) 株式会社三愛ハウジング 監査役(現任) 平成22年3月 当社取締役(現任) 平成25年2月 株式会社NB建設 監査役(現任) 平成26年1月 株式会社Integrated Solutions 代表取締役(現任) 平成26年6月 友朋監査法人代表社員(現任) 株式会社NBネットワークス 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人ウィン・コンサルティング 代表社員 株式会社ウィン・コンサルティング 代表取締役 友朋監査法人 代表社員 株式会社Integrated Solutions 代表取締役 株式会社NBネットワークス 代表取締役 日成ビルド工業株式会社 取締役 株式会社正龍アセットマネジメント 監査役 株式会社三愛ハウジング 監査役 株式会社NB建設 監査役	211,300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社と菊地潤也氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。また同氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を締結する予定であります。
- その契約の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案の「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	高橋 邦夫 (昭和26年11月22日生)	昭和50年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 平成15年6月 株式会社りそな銀行 執行役 大阪公務部長 平成16年4月 株式会社埼玉りそな銀行 監査役 平成17年6月 株式会社近畿大阪銀行 監査役 平成22年6月 日本金属工業株式会社 監査役 平成25年3月 当社監査役 平成25年6月 シキボウ株式会社 社外監査役(現任) 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) シキボウ株式会社 社外監査役	5,000株
2	溝端 浩人 (昭和38年7月31日生)	昭和61年4月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人) 入所 昭和63年3月 公認会計士登録 平成3年12月 税理士登録 平成4年3月 溝端公認会計士事務所 代表(現任) 平成27年3月 当社監査役(現任) 平成27年6月 山喜株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 平成27年6月 京セラ株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 溝端公認会計士事務所 代表 山喜株式会社 社外取締役(監査等委員) 京セラ株式会社 社外取締役	700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	丹羽厚太郎 (昭和49年11月26日生)	平成12年10月 弁護士登録 大島総合法律事務所入所 平成18年5月 丹羽総合法律事務所所長 平成22年5月 I P A X総合法律事務所パートナー (現任) 平成23年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) I P A X総合法律事務所 パートナー T A C株式会社 社外監査役	1,300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋邦夫氏、溝端浩人氏および丹羽厚太郎氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 高橋邦夫氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関および一般企業の監査役の経験を有しておられ、その職務経験を通じ会社経営についての理解も深く、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- (2) 溝端浩人氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- (3) 丹羽厚太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
3. 当社と溝端浩人氏および丹羽厚太郎氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。
- また、高橋邦夫氏、溝端浩人氏および丹羽厚太郎氏が選任された場合には、当社は各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- その契約の概要は次のとおりであります。
- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
4. 当社は、溝端浩人氏および丹羽厚太郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案の「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
ふくだただし 福田 正 (昭和28年3月4日生)	昭和61年4月 弁護士登録 平成24年12月 当社社外監査役 平成27年6月 神栄株式会社 社外取締役(現任) 株式会社エクセディ 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 神栄株式会社 社外取締役 株式会社エクセディ 社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福田 正氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 福田 正氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な企業法務経験と幅広い見識を有しておられ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 福田 正氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年3月24日開催の第11回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、従来と同様の年額400百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、平成27年3月20日開催の第20回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認をいただき今日に至っておりますが、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠の内容は平成27年3月20日開催の第20回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

具体的には、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、業績連動型株式報酬を、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記（2）のとおりであります。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて業績等に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。業績達成度は決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想経常利益の達成率に応じて定められ、業績達成率が100%未満の場合は当社株式は給付されません。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）が株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（2）当社が拠出する金銭の上限

当社は、平成27年12月末日で終了する事業年度から平成31年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間および同期間経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）に関して本制度に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として2億4,000万円を上限とする金銭を拠出

し、所定の要件を満たす当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定しております。なお、当社は、当初対象期間中、当該2億4,000万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとしております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、各対象期間ごとに、2億4,000万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象者に付与されたポイント数に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく対象者への給付又は対象者への給付を行うための株式の取得の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、2億4,000万円から残存株式等の金額を控除した金額としております。

（3）本信託内の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、行使しないものとしております。

（4）本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることにしております。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者たる当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること又は公益法人に寄付することとしております。

（5）本信託終了時の取扱い

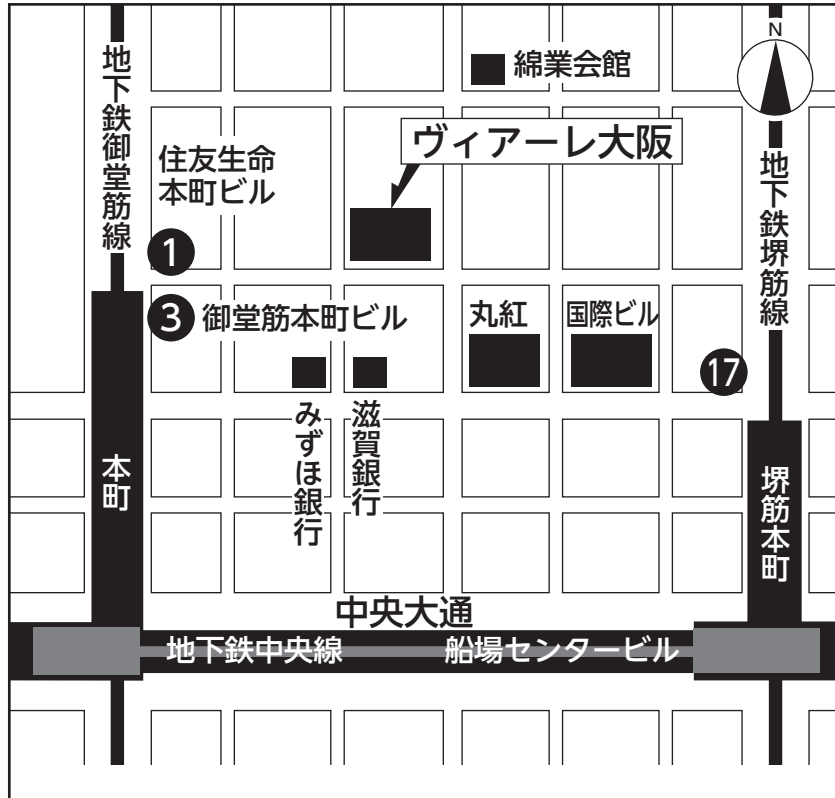
本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産（信託終了時に在任する受益者要件を満たす可能性のある対象者に対して交付することが予定される株式を除く。）のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する又は公益法人に寄付することとしております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者たる当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること又は公益法人に寄付することとしております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 「クリスタルルーム」
TEL 06 (4705) 2411



交通のご案内

- ・本町駅（地下鉄御堂筋線1番出口または3番出口）…徒歩約3分
 - ・堺筋本町駅（地下鉄堺筋線・中央線17番出口）…徒歩約5分
- （お願い）当社専用の駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。